

恵庭市体育協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.eniwa-taikyo.com>

原則	自己説明項目	自己説明
[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか	特定非営利活動促進法（NPO法）及び関係法令に基づき定款を定め、法に則った団体運営をこころがけている。
[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである	(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか	各種法令の遵守に努めている。
[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである	(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか	特定非営利活動法人として、定款に則り理事、監事の役員により理事会、常任理事会に於いて事業計画収支予算関係の承認を行い、監事による監査を通して適切な事業運営を行っている。
[原則2] 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか	ホームページにおいて、本協会の設立理念を示し、年度総会において、当該年度の事業計画が会員に対して示されている。

原則	自己説明項目	自己説明
<p>[原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである</p>	<p>(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか</p>	<p>これまで役職員に対するコンプライアンス教育は実施されていないため、機会を設けて実施する。また、他の機関が実施する研修会・講演会への参加を促す。</p>
<p>[原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである</p>	<p>(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか</p>	<p>これまで指導者・競技者に対するコンプライアンス教育は実施されていないため、機会を設けて実施する。また、他の機関が実施する研修会・講演会への参加を促す。</p>
<p>[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである</p>	<p>(4) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか</p>	<p>年度末に翌年度予算（3月末）を策定し、年度当初（6月）の総会において前年度の決算を行っている。経理は、会計担当職員及び事務局長が処理し、税理士の指導の下、法人会計の原則に基づき、会計処理を行っている。</p>
<p>[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである</p>	<p>(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか</p>	<p>国庫補助金等の実施はないが、他の補助金に関しては、各補助金要綱に則り的確に処理している。</p>
<p>[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである</p>	<p>(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか</p>	<p>特定非営利活動促進法に掲げる原則に従い、経理規程を定めて会計担当職員をにより適切に処理し、併せて、税理士事務所の監査及び監事役員により監査を受ける体制としている。</p>

原則	自己説明項目	自己説明
<p>[原則5] 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである</p>	<p>(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか</p>	<p>特定非営利活動法人として、法令に基づく定款、役員名簿、事業計画、決算報告書（収支予算、財産目録等）、事業報告書等を情報開示している。</p>
<p>[原則5] 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである</p>	<p>(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか</p>	<p>Webページからの情報提供に努め、組織運営については総会を通じて会員に情報提供し、透明性の高い運営に努めている。</p>